

昭和五二年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)2611-7079
振替 東京0158431 労金 東京労金本店No.50234

(真鍮製版)

購読料 月額300円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■七八国民春闘への提言⑩ ■ 日常闘争で組織づくりを(結語) 2

全通第三二回大会の課題 3

全電通労組の「提起」をめぐる 8

■マルクス・レーニン主義とは何か⑭ ■ カール・マルクスの学説の歴史的運命 12

―レーニンとマルクス― 16

△資料 全通京都党員協議会

スト回避に関する私たちの見解(一).....

■増刊号発行のおしらせ■

社会党『中期経済政策(第一次試案)』批判の決定版!

定価 四〇〇円、好評発売中

旬刊 社会通信

NO.24 一九七八年七月一日

一九七八年七月一日発行
(毎月一日・十一日・二十日三回発行)

■ 七八国民春闘への提言 ⑩ ■

日常闘争で組織づくりを（結語）

われわれは、七八国民春闘の総括いかんが、今後の階級闘争に決定的な影響を与えるものとして重視しているが故に、あえて「原則」的なことから付言してまで、この小提言を今回までつづけてきたのである。

たとえば、昨七七国民春闘では周知のとおり、「三連敗」などと書きたてなかつたばかりか、マスコミは例の日経連主脳の「毛すじ一本とられたが……云云」を書きたててむしろしげきをさけていたにもかかわらず、七八国民春闘がまだ終わっていない段階から、がむしゃらに「四連敗」と「春闘終焉」をがなり立てているが、要するに独占側の意図が労働者階級の挫折・敗北感、したがって組織と幹部への不信感の助長にあることは見易いことといわなければならない。そこで、逆に労働者側としては、いわば「単年度の総括」を排した、ヨリ原則的な視点での総括が必要だ、ということになる。

さて、われわれの今日における集約は、「春闘総括は日常活動の総括である」という一語につきる、ということではないだろうか。

われわれをとりかこむ諸情勢をいかに把握するかをふくむとして、やはり、この七八国民春闘総括を機会に、これまでの日常活動の不十分さの反省とそのことを土台とした組織づくりへの全力投入が、全体的なものになることが何より「先決」といわざるをえない実態だからである。

この小提言でくり返し指摘したが再言すれば——およそ労働組合労働としての原則が守られ、実践されていないではないか、ということだからである。

たとえば、職場での日常活動としての話し合い・機関開催・オルグ・交流・学習会その他が団結強化の方向で実践されているか、否かということであるし、一歩すすめて五人組とか主婦会などの組織化がやられているか、否かということでもあるし、さらには形の上での組織づくりにとどまることなく、幹部闘争を排した大衆闘争路線がいきいきとしているか、組合民主主義がほんとうに確立されているか、党・労働組合の弱体をねらう思想攻撃をはね返す学習闘争が推進され、一人ひとりの権利意識にうら打ちされた日常闘争が政治的展望を内包しつつ粘り強く実践されているかが問われているからである。

『もしかれらが、資本との日常闘争において臆病にも譲歩するならば、かれらは必ず、何らかの大運動を実行するための能力を失ってしまうであろう。それと同時に、……かれらが理解せねばならないことは、現在の制度はかれらに窮乏をおしつけるにもかかわらず、同時に社会の経済的改造に必要な物質的諸条件および社会的諸形態をもはらんでいくということである。……』（マルクス「賃金・価格及び利潤」大内・向坂監修、新潮社版マル・エン選集第八巻一五八頁）。

われわれの、七八国民春闘総括は、マルクスのこれらのことばの意味を、肌にしみこませるようなものでありたい。

（真鍋重雄）

全通第三一回大会の課題

一、大会の意義と課題

全通労組（石井平治委員長、二十万人）は、きたる七月四日から五日間、新潟市で第三一回定期全国大会をひらく。この大会は、七八春闘における決戦統一ストライキからの脱落という歴史的汚点に、全通運動のこれまでの基調（反独占・反合理化の長期抵抗大衆路線—企一、二号）の視点からどう組織的な決着をはかるかという課題を頂点に、基本路線にかかわる多くの論点をかかえた重要な大会である。したがって、職場における地道な闘いの教訓とこれをもとにした組合員の卒直な声をもちよった討論の深まりによる大会の成功が期待される。

すでに、五月の第六八回全通臨時中央委員会の討論（本誌二二号）のなかで多くの中央委員がふれているように、今次スト中止が一時的な戦術判断にとどまる問題でないことは明らかで、それは三十有余年におよぶ全通運動の歴史をとおして確立されてきた基本路線の変更をも意味する本質をふくんでいる。したがって、この討論は、ここ一二年來問題とされてきた公明党との接近や全郵政（第二組合）との「組織統合」論の問題。また、過去のスト処分による実損を回復させる交渉（スト権の実態的容認をせまる、とするもの）で当局側から提起されている特別昇給制度（勤務評定制）に対する「判断」の問題。さらには、「郵政省は全通敵視・組織否認の政策を転換した」という中央本部の考え方にもとづく反合理化をはじめとする職場闘争の「見直し」論（業対と窓口交渉能力の強化）—などに、労働者階級としての立場をしっかりとふまえた原則的な結論をくださなければならぬであろう。

そして、日々つよまる郵政当局の年休、病休、生休など諸権利のしめつけと活動家に対する狙いうち処分などによる職場闘争への弾圧、各種の訓練、ミーティングなどを通して巧みに進行する全通批判グループの組織化、こうした攻撃を背景に打ち出されている郵便の二度配達地の一度化や貯金、保険のオンライン、輸送合理化などによる五万人削減の大合理化。—こうした職場実態のなかで言いようのない不満と怒りをかかえる組合員の期待にこたえる方針を確立し、全通二十万の組織をあげて職場生産点から反撃に転じる第一歩をしるすことであろう。すなわち、全通企一、二号に立ち戻って、その実践強化を組織的に推進する決意を打ち固めることが第三一回大会の最大の意義であり任務である。これが、方針案のいう「信頼の回復」という中味ではないか。

二、ホンネの隠された方針案

しかし、このような重要な意義をもつ大会にもかかわらず、いま職場討議にかけられている議案書（六月七日付『全通新聞』増刊）の提起内容は、職場組合員の問題意識とかみ合っていないために大変に分りにくく、議論のしにくいものとなっている。よつするに、中

中央本部のホンネがかくされているのである。議案書を短かくしたことは結構なことだが、逆に、方針の解釈がどうにでもなるような傾向となっているために、「スト中止問題を契機に本部にたいする批判が強いので、大会をうまく乗りきるように工夫した感じがする。」というような職場組合員、活動家の卒直な感想が聞かれる。これは、単に議案の作り方の問題ではなく、先にみたようなこころ二年來の本部の動揺の激しさをたいする不信感の反映である。労働組合の方針は、本部のためにつくられるのではなく、主人公たる組合員がみずからの意思をもって労働者階級としての歩むべき方向性を組織的に決めるものであることは、今さらいうまでもない。だが、その今さらいうまでもないことに、あえて討論の出発点をもとめなければならぬ所に今次大会の特徴があるように思われる。すなわち、下部討論を経ない重要課題についての方針変更が、上部の一部役員によって、さも「あたりまえ」のごとく考えられている傾向が増してきているということである。職場討議にかけられている方針案と職場組合員との問題意識のズレというのは、実はこのあたりあるのではなからうか。

その具体的事例として、七八春闘前後の本部のうごきと職場の状態とを照らし合わせてみよう。

独占資本と郵政当局による諸権利のしめつけやクビ切り「合理化」、組織弱体化攻撃がこれまでになく強まるなかで、これに対する職場からの賃金や権利の学習を底辺にした全通組織の強化・拡大、年休、病休、生休の権利確立、「いのちと権利」を守るたたいの積み上げなど、反撃を強化する七八春闘の態勢づくりが全国各地の職場で熱心に取組まれている真只中において、「郵政省は全通敵視・組織否認の政策を明確に転換した。……全通も方針上転換すべきは大胆に転換する」といった中央本部オルグが行われ、「全郵政との統合の検討」や反合理化闘争の「見直し」論……等々が提起されるにおよんでは、「弾圧をはね返して断固たたかう」などという本部の真意をはかりかねる所となるのは当然である。「俺たちは今まで何のために頑張ってきたのか」という支部幹部の戸惑いが見られたのもまた当然である。そうこうしているうちに、「戦略をふまえて戦術は柔軟に」という一般論の強調が、ついには戦略路線をふみはずした取り返しつかない具体的事態を招くにいたった。(指令二七号の発出)(指令二七号の発出)のである。

今やまさしく、今年二月一と三日にひらかれた地本・地区三役会議における「発想の転換」と称する提起の「新中期路線」が組織の合意もないうままに、中央幹部の独断によって一人歩きをはじめたのである。組合民主主義や大衆闘争路線の空洞化がまねく結末は、右傾化路線の推進にはかならない。

さしせまる第三一回定期全国大会は、この方向性を許してしまうのか、それとも五月の第六八回臨時中央委員会の討論を正しく継承、発展させて階級闘争路線(全通企一、二号)に立ち戻るのか——私達の問題意識はこの点にこそある。今次議案をみると、本部はこの重要視点にあえて眼をつぶりながら「台風一過」を期待しているようだ。しかし、こうした構えでは、本当に団結を強めてこれから奮闘していこう、という組織的な決意も意欲も湧いてこないことは自明の理である。

今こそ「権利の全通」といわれるようになってきたたかいたいの経過とその教訓の集約として確立された「企一、二号」の今日的な実践状況をあらわし出さなければならぬ。この意味で、きわめて貴重な意義をもつ「全通三十年の総括」(昨年大会の決定で、今次大会で討論されることになっている)が今だに討論におろされ

ていないのはどうしたわけか、この点でも組合民主主義の否定的状態を憂うる。

方針案は、今日的な中央本部のメンネである今年二月の地本・地区三役での提案をひっこめるような体裁をとりながら、実はこれを着々と押し進めるという提案になっているところに大きな問題点がある。これでは、方針案の冒頭に述べられている「第六八回臨時中央委員会に集約された中央執行委員会に対する批判、不信、不満は、……ここ数年の中央指導部の体制と姿勢に対するものであった」（傍点引用者）という受けとめにたつ「自己批判」と「信頼の回復」も、職場組合員には空文句に聞こえ、「どうもピタリとこない」ものになってしまうのである。

こと、ここにいたって、体裁はいらない。本部はこれからやろうとすることをもっとはっきり言うがよい。そして職場からは、これに対する批判をはっきりと言うことにするがよい。そうすることによって「企一、二号」を本物にしていく道すじがきりひらかれていくであろう。

三、職場の熱心な活動が抜け落ちた「たたかいの総括」

本部が主体に取り組んだ交渉項目については「前進」？の評価がくだされ、反省点としてあげられる欠陥は、もっぱら下部における取組み不足の問題として指摘が行なわれている。しかも、「職場の身近な要求の解決のたちおくれ、日常の権利侵害に対するとりくみの不十分さ」（二頁、右下二段）の要因が、当局による職場闘争への攻撃の激化との関連でとらえられていないのは問題である。また、方針案のいう「企一号の定着が、ことばや理論としてはあっても実態として不足して」いたのは、ほかでもなくここ一、二年の本部指導の内容そのものであったことが指摘される場所である。職場段階では多くの支部・分会で「企一、一号」の学習会や年休、病休、生休などの権利侵害にたいする地道な取組みがすすめられてきている。この中から出てきた職場要求について当局は何ら応えようとしなればかりか、そうした取組みをすすめる支部やその活動家にたいする刑事弾圧や狙い打ち処分、一方における各種訓練やミーティングを通じた組織分断に奔走しているのが職場における当局の実態である。こうした当局の出方に統一した反撃を組織する指導性が中央本部にもとめられていながらそれがなし得なかった。むしろ、スト中止問題に象徴されるような組合員からの組織不信の助長と、同時に、その反面においては当局側を勇気づける結果となって大会をむかえる結末をまねいた点をこそ反省点の大きな柱としなければならぬのではないか。

また、「総括」のなかでは、「情勢のうけとめにくさがたりなかった」とか、「私たちの構えが不十分であった」ということが何度もくり返して強調され、運動の後退的要因が述べられている。たしかに、中央本部は「連合の時代」とか「郵政省は全通敵視をやめた」などという浮き足だった議論を好む傾向にあった。だから、そうした姿勢にたいしては昨年の大会でも、その後の中央委員会でも職場からは多くの批判が寄せられた。にもかかわらず本部はこれを謙虚に受けとめることができず、七八春闘の結末となった。だが、そうした本部の甘さや構えの不十分とは逆に、職場活動家は七八春闘にしても日常の当局の組織弱体化攻撃にたいするたたかいにしても、敵のかまきが容易ならざるものとなっていることを肌で受けとめながら、真剣な取組みをすすめてきたのである。七八春闘の前進をめざして、賃金討論のひろがりや家庭訪問オルグ、組織拡大運動などが全国の職場でかつてなくとくまれた事実をみるがよい。弱いといわれてきた東京でも、「四人に一人のクビ切り合理化」をはね返す鉄道の反合理化闘争や、中郵における組織強化拡大とストライキ態勢づくりを一体化した連続的なたたかいが組織されている。さらに、当局と全郵政の露骨な反全通攻撃に抗して「エリア配達」方式に反撃を組織しながら延べ三百人

の組合員を動員した玉川支部における組織拡大運動……等々、多くの前進例をみる事ができる。

資本主義体制の矛盾の激化に危機感を深める自民党支配のもとで「甘い情勢」などあるはずはないのである。しかし、言葉だけ「敵しい」と連発したからといって成果があがるものでもない。それを口実に右傾化に道をひらこうとする者さえいる。問題は、この矛盾点的に確に切り込む学習、反合理化、組織強化などのごくあたりまえの取組みをあたりまえに実践する（企一、二号）という原則的な指導が正しく行なわれるなら、たたかいは必ずや前進する、ということである。

四、指令二七号（スト中止）をめぐる討論の視点

次に、総括討論の重要なポイントとなる指令二七号（春闘スト中止指令）をめぐる討論の視点についてである。これは第六八回臨時中央委員会で中間的な討論を行なっているが、それは文字どおりの中間にすぎず、あくまでもこの最終決着は最高決議機関たる全国大会にゆだねられているのである。一部の幹部によれば、この件に関する本部の経過は第六八回臨時中央委員会議案と「中央執行委員会としての総括的態度と決意表明」の修正をもって承認されたというような誤まった宣伝を行なって全国大会の討論からはずしていこうとする動きさえみられる。仮りにこのような考え方で物事を済ませようとするなら、わざわざ五百人ちかくもの代議員を選んで議論などする必要もなくなり、万事が中央委員会まかせ、ということになってしまふのである。

このようなマツはずれの動きの問題はともかくとしても、重要なことは、指令二七号の決着を今次大会でどう求めるか、ということである。

そこでの焦点をあげてみることにしよう。

第一には、先の中央委員会でも圧倒的多数の地区（中央委員）が、組合民主主義やスト権奪還闘争のこれまでの方針、指令発出をめぐる情勢判断の問題、さらに、共闘の信義といった角度から、指令二七号の発出とその経過に「反対であり承認できない」態度を表明していること。したがって、こうした側面からの討論としてはさらに発展させていける条件をもっているといえる。

第二に、問題はその発展方向である。「単に、指令第二七号は認められない、ということだけでよく、あとは役員問題に移せ」という一部幹部もいる。しかし、それで本当に本問題の決着となりうるだろうか、疑問である。なぜなら、本誌二二号で詳しくふれられているように、指令二七号は本部が弁明するような「一時的な措置」などではけっしてなく、全通運動はもとより総評労働運動の基本路線の変更へと道をひらく問題の本質をもっているがゆえに、基本路線をめぐる討論として徹底的に掘り下げることが必要なのである。このことを抜きにして本部役員の入替えに焦点を移してもまた同じことのくり返しをまねくことになる。

第三に、したがって、第六八回臨時中央委員会で秋田地区、京都地区の中央委員が提起したように、指令二七号をめぐる出された本部批判とこれを受けた本部の「自己批判」は、「企一、二号にもとづく職場からのたたかひの方向を明確に」（秋田）することを意味し、「今後は、中期路線の組織温存を破棄し、企一、二号による省との全面対決に転換するのか」（京都）という視点の討論をより具体的に展開し、大会全体として「企一、二号」の基本路線の堅持を明確に確認することが、「決着」といふことのひとつの中味となる。

第四に、このような討論の性格からして、本問題の討議は、情勢・基調討論とあわせて行なうのが適切といえる。そして、この討論を真に有意義なものとするためには、本部と下部のやりとりを終らせず、全国の各職場における「企一、二号」の実践内容について大会討論を通して具体的につき合せ、検証し、教訓を学びあう中で、「企一、二号」による

反合理化闘争、組織強化拡大、スト権奪還、国民春闘など今後のたたかひの決意をゆるぎないものとするのである。

第五に、このような討論の深まりのなからこそ、指令二七号の誤まりとこれを発出した中央指導部の責任の重大さを明確にすることができよう。そして、「企一、二号」の階級闘争路線による指導力を発揮しうる中央指導部のあらたな確立が追求されることになる。反省すれば現体制で良とする「などという次元ではすまないのである。

五、たたかひ方をめぐる討論の焦点(メモ)

① 基調 — 職場における権利侵害としめつけ、そして人べらしクビ切り「合理化」や全通弱体化攻撃など当局のやりたいほうだいの事実を真正面から取り上げた反撃の方針を確立することが最も重要である。この最も重要な方針が基調に一言半句もないうままに、「全通の基本路線による運動」をいくらならたてても具体的な運動の強化、発展にはならない。

② 情勢 — 世界資本主義体制の矛盾の激化の一方で、民族解放・反帝・社会主義勢力の前進と社会主義体制のいっそうの発展があり、この歴史の歯車が着実に進んでいること(歴史的法則)をきちんととらえなければならぬ。後段の分析視点がまったく欠落してゐる — 本部の一部幹部には「社会主義体制の優越性」という労働者階級の立場にたつとらえ方に難色を示すむきもあるのか?。

「郵政省の動き」では、職場における当局の攻撃のすさまじい実態がまったくとらえられていないばかりか、「郵政省がどうでてくるかについてはさらに見極める必要がある」(方針案二頁、最下段)という寝ぼけた提起となっている。このような当局のとらえ方では、職場からの反撃の組織化という基本方針がでてこないのもあたりまえである。「省当局へのお願ひ」を、こともあろうに情勢分析に入れるという感覚に、不信というより憤りさえ覚えるしだいである。当局はすでに、指令27号(スト中止)の要因は全通運動を徹底的に批判してきた管理者の成果である、としてこれに自信をもってさらに継続せよ、とハッパをかけている(東北郵政労務速報、五月一日付)のだ。当局の階級の姿勢をみせよ、

③ 反合理化 — 「企二号」という提起が議案のどこにもない。むしろこの基本路線のなしとすしな変更の方向が、全通ではすでに破産の経験をもってきた政策立案の発想や「省の施策についても私たちの要求と結果として一致するものについては認める」考え方として、あるいは「サービスの適正化と労働条件改善との調和についての検討」(方針案二、三頁)という具合の合理化への「協力」方針となつてあらわれてきている。したがって、労働時間短縮とひきかえに「二度配達地の一度化」や各種業務の下請け化などの「合理化」を認めてはどうか、というような方向性が当局から提案された場合、本部はこれを受入れる方針となる危険性がある。

「働らきつづけ生きつづける」権利の確立をめざして、このような本部方針の克服と「企二号」の確立がもとめられる。

④ スト権 — 基本方針として、一九七八年度の諸闘争にストライキをもって起ち上がる、という原則をまず確認しなければならないであろう。そして、この実践をもって、全通が呼び起した公労協・春闘共闘の統一闘争の乱れを取り戻す一歩をふみ出し、共闘の信義の回復をはかることである。スト権奪還をめざす一環として位置づけている「実損回復」問題では、これとセットに当局がもち出してくる特別昇給制度が、三公四現のみなら認めていく、という方向性が提案されているが、特昇制度に対する職場からの大衆的なたたかひが全通の場合にはまだ組織されてきていない状況や、依然として続いている郵政省の差別攻撃などの実態からして、性急な結論は危険である。

⑤ 政治闘争 — 社会党に対する独占資本の攻撃を見抜けずに、「不毛の党内抗争」といったとらえ方に終始し、二月の地本・地区三役会議での提起(中道勢力の抬頭は社会党のせい、という認識)がひきつがれている。そして、民社、新自由クラブは批判するが、公明党の安保と自衛隊に賛成する態度や自民党と結たくした地方首長選の実態さらには社会党に対する分断の仕掛人的な動き……などについての批判がまったくなされていない(基調、情勢分析、政治共闘の各項に共通)。

独占資本が、自民党の補完勢力として手塩にかけて育てている公明党を中心とする「中道勢力」の反動の本質を暴露して、この批判を徹底的に行なうことがますます重要になっている。そして、日本社会党との支持・協力関係の強化による反独占・反自民・反合理化のたたかひを前進させ、全通労働運動と日本社会党の階級の前進をかつとることである。

全電通労組の「提起」をめぐる

——日経連だけが熱いまなざし——

一、はじめに

七八春闘の「敗北」によって、春闘のあり方にかんする論議、春闘方式の転換等が提唱されている。すべてにふれることはできないので、ここでは全電通労組の提起——くわしくは、本誌二〇号に掲載している資料を参照されたい——について、その背景と内容、各組合の関心度、そしてさいごに独占資本の労務対策司令部である日経連の主張の三点にわたってかんたんにふれておきたい。

二、全電通労組の「提起」

周知のごとく全電通労組が「春闘方式の抜本検討」(『全電通』一九七八・五・六)を宣言したのは、公労協統一スト收拾後わずか二日目の四月二十八日であった。その内容は、これからの賃金闘争のあり方として、第一に、二〇三年に一回の賃上げ闘争や物価スライド制の導入、第二に、公労協の一括調停方式をやめ情報通信産業としての大産別賃金闘争をおこなうというものだ。

しかも、「抜本検討」の根拠たるや、「今春闘で国民春闘共闘会議、総評は全通のスト中止と、国労・動労の戦術調整問題でその役割を果たしたにすぎ」ず、「よくたたかったのは全電通政治局員だけ」(全電通中央委議案書)というのだから、驚いたのは私だけではあるまい。

この問題についての及川委員長の発言を掲げれば次のようなものだ。

「つぎの問題は、もはや春闘方式は終わったということです。春闘方式は、高度成長時には極めて有効な闘争方式であっても、不況下では、不況下での問題点、例えば雇用か賃上げかをめぐっても、労働者同士の矛盾に転化される要素をもっています。それが統一闘争を乱す要素にもなっていく性格が非常に強くなります。したがって、これから、たとえば三年に一度の大闘争で、三年分を相手からとる、というようなたたかひの進め方も、考えていかねばならないと思います。もちろんこれは、単に賃金闘争だけでなく、総合労働条件の改革闘争という意味でたたかいを進めていくというような改革を含めています。

あるいはまた、毎年の闘争だというなら、民間準拠の是非はともかくとして、民間の大多数がにつまった段階から、公労協、電通共闘が行動を起していくということも一つの運動の形態であります。それぞれの持てる力、条件を考えながら、産別闘争を軸に最

善の力を出す、そのリーダーシップを统一的に発揮するのが総評だと思えます。要するに問題の視点は、ストライキ行使のみが問題にされる闘いでなく、労働者に賃上げされれば購買力も上がって、町の魚屋や八百屋も肉屋の商売も繁昌する、こういう議論が巻に出てくるように運動の展開が必要であり、その角度からたたかいたかいた方針確立のための問題提起を、公労協や総評にしていこうと考えたいのです」（『全電通』一九七八・五・六）。

つまり、提起の意味は、「ストライキ行使のみが問題にされるたたかいでなく、労働者に賃上げされれば購買力も上がって、町の魚屋や八百屋も肉屋の商売も繁昌する、こういう……運動の展開が必要」というのだ。

三、日経連も注目する全電通の「提起」

これだけでもわれわれはビックリせざるをえないのだが、さらに驚かされる事実がある。日経連の反応のはやさと関心の高さがそれだ。五月四日付の『日経連タイムス』はその「主張」ではやばやと全電通労組の「提起」をとりあげ「公労協一括解決への自己批判も公企体自体の業務内容とくに業績が大きく開いてきたことから、同士または同額に近い線での解決が困難となってきたこと、あるいは統一闘争がかえって不利を招くとの見方によるものである。これも民間と同じく、現実直視の中から出てきた考え方だと思ふ」と、資本家連中に注意を促しているし、さらに五月一日号は、一面トップで「全電通『春闘方式』の再検討を提起——交渉は二、三年に一回、公労協一括やめ民間と連携強化」と、全電通労組の「提起」を紹介するだけでなく、くわしい所感を掲載している。それを整理、要約しておけば——

〈公労協の賃金闘争について〉

こうした問題提起をもって直ちに公労協の分裂—解体とみるのは早計であり、これはあくまで今春賃金交渉にみられた全通のスト中止という異例の事態に大きな役割を果たしたとみられる総評の榎枝・富塚執行部にたいする批判のあらわれとうけとめることができよう。……つまり、全通の離脱という「事実上の利敵行為にふみきった国民春闘共闘会議・総評の指導性をきびしく批判・追及すること、とくに総評の体質改善に思い切った提案をしていく含みをもったものであり、その底流には、社会党内紛の背景となった社会主義協会派対反社会主義協会派との根強い対立がみられる。協会派と対決姿勢にある全電通の山岸書記長は「これまで全電通はしばしば総評の体質改善を提起してきたが、今回は最後のものとなるう」と言い切っていることに注目したい。

〈春闘方式の再検討について〉

「春闘方式の再検討」と「国民春闘路線の現実的な再構築」、あるいは「スト戦術の基本的なあり方」「今後の賃金闘争のあり方」では、民間労組でさえ、正式に提案するに至

っていない、大胆な「春闘方式」見直しを提言している。……今春賃金交渉はその風化した「春闘方式」の矛盾と欠陥をあますところなくさらけ出した。労働側の反省もようやく本格化しようとしている。全電通はこうした情勢に立って、従来、労組幹部の非公式ないしは個人的発想や、「春闘方式」の延長線上での軌道修正にとどまっていた「春闘方式」再検討を抜本的な視野からとらえ、これを正式機関に正面から提案したもので、ある意味では全電通が新しい時代に即応する賃金闘争のあり方を先取りして運動の主導権を把握しようとしているようにもみうけられる。

△全電通の投じた波紋について▽

全電通の提起が果たして労働戦線にどのような波紋をよぶか、まだ主要単産の「春闘総括」が具体化していない段階では予断は許さない。ただ一般的には、毎年のベース・アップ方式に埋没し切っている労働組合としては全電通提案に応じて、これに賛同する組合は個別企業の単組では増大するとしても、単産やナショナル・センターがこれに賛成して、直ちに二〜三年に一回の賃上げにふみ切る情勢にはない。「春闘方式」自体の「破産」は認めながらも、これにかわる有効適切な方式については労働戦線全体がなお模索の段階にあることもその一因であろう。

△提案の意義について▽

全電通の提案は公労協闘争直後の時期を選んで、これから「春闘総括」で問題化しそうな諸点をあらいざらい示してみせたところに一つの意義がある。……全電通提起を単なる運動上の理念・指導の対立とみるのではなくて、大局的・長期的視野でうけとめる必要があろう。

△日経連の任務と対応▽

(1) それにしても「春闘方式」にかわる新たな賃金闘争のあり方については、一般労働組合員の思い切った意識変革と、労働指導者の勇断、あるいは必要によっては「蛮勇」をふるうことすら要請されるわけである。労働側の積極的な賃金闘争の体質改善の努力に対し、経営側がこれをうけいれる土壌の育成に全力をつくすべきことはいまでもあるまい。

(2) むろん、全電通のように定昇部分に対し物価スライド方式を導入するというになれば問題の生ずる余地も多いわけで、スライド制は物価問題に対する労組の取り組みと関連して、なお慎重な検討を要することになろう。物価抑制への一層の努力、賃金と物価の関係に対する労働組合の従来の認識の大変革こそがスライド制導入の前提であることを強調しておきたい。

四、労働組合は否定的

以上のごとく、日経連は全電通労組の「提案」に熱い熱いまなざしを送っている。つまり、この「提起」を、「労働側の積極的な賃金闘争の体質改善の努力」とうけとめ、経営側は

「これをうけいれる土壌の育成に全力をつくすべき」だ、したがって「大局的・長期的視野でうけとめる必要」があるというわけだが、労働側の圧倒的大部分が否定的なのだから気の毒としかいいようがない。

総評議長の榎枝日教組委員長は、「国民春闘路線は名実ともに強化する必要がある」（日教組大会でのあいさつ）と、全電通労組の「提起」を歯牙にもかけていないし、階級的労働運動の機関車たる国労、動労はそれぞれ「今年は賃上げがうまくいかなかったから、賃上げ要求は二〇三年に一回、しかも経済成長率に見合うものでなければならぬ、などという意見を日本の労働者の圧倒的大部分は否定する」（国労第一二二回中央委議案）、「春闘方式や闘争形態など方法論を論議しても事態は変わらない」（動労）とのべている。また自治労は「春闘方式の再検討の声もあるが、かたんに転換すべきでない。総資本対総労働のたたかいとして基本的に位置づけた春闘の再検討、転換は下手をすれば総労働の解体に通ずる」「たたかう方向にこそ結集されるべきであって、例えば公労協のそれぞれが交通産業や情報電気通信産業の方向へと比重をかえていくことに疑問を感じる」（七八国民春闘自治労総括のために―第一次総括案）と、これまたぜんぜん問題にしていない。さらにスト中止で全労働界の注目を集めている全通は「階級的労働運動の堅持を組織内外に明示」（第六八回中央委宣言）し、「座して死するよりも起って反撃する」構えを明瞭にしつつある。これが、総評傘下組合の傾向だ。

他方、労資協調、生産性向上をみずからの路線とするJ.C.、同盟系労組といえども、この「提起」に否定的だ。

鉄鋼労連の宮田委員長は、「物価が三〜四％に沈静化すれば将来の構想としては考えられる」が、「低成長下で毎年の賃上げに疑問をもつが、いまの体制のまま直ちに二〇三年ごとに賃金闘争を進めるわけにはいかない」と、消極的賛成の立場ともみられる発言をしているのにたいし、全化同盟は「全電通方式は物価のとり方で労使の合意ができていない現状では不可能」と否定的、また全金同盟も「定昇制度が全般に普及せず、物価のとり方が一致していないなど条件が未成熟」と、反対の方向を明らかにしていると伝えられる。

こうしてみれば、賛成の方向をしめしているのは、全電通とともに「社会労働問題研究センター」に積極的にくみしている電機労連、新産別、全日通（この四組合は『社会労働評論』七月号で「新しい運動構築のために」というディスカッションをおこない、まとめをみるかぎり賛意を表しているかのように見うけられる）、それに昨年スライド制の導入を提唱したセンセン同盟だけといえそうだ。

五、『社会通信』に活動の報告を

これが、全電通労組の「提起」にたいするこんにちまでの見方だ。国労の第一二二回中央議案は、このような状況をさして、「ここにたたかうエネルギーの源泉を見ることができると指摘しているが、まさにそのとおりといわなくてはなるまい。

さる六日からおこなわれた日教組大会を皮切りに、これから七月にかけて七八春闘総括のための、いやわが国労働運動の階級的発展のための組合大会が開かれようとしている。組合員の一人一人の奮闘を心から期待したい。と同時に、全国の働く仲間が『社会通信』にみずからのたたかいの記録を寄せてくださることを願ってやまない。職場からの理論と実践の結合例こそが、反独占統一戦線の土台をつくる「力」だからである。

（加藤俊一）

■マルクス・レーニン主義とは何か⑭■

カール・マルクスの学説の歴史的運命

——レーニンとマルクス(一)——

レーニンはマルクスから考えている

司会 今回から『カール・マルクスの学説の歴史的運命』(岩波文庫『カール・マルクス』一〇五―一〇頁)に入ります。これまで、『マルクス主義と改良主義』、『マルクス主義と修正主義』、『ストライキについて』、『帝国主義と社会主義の分裂』をこんにちの状況とあわせ、マルクス・レーニン主義とは何かを学習してきました。

今回からはじめる『カール・マルクスの学説の歴史的運命』では、カール・マルクスの学説が世界的規模でどのように発展してきたのかを勉強しながら、同時に、わが国においてマルクスの学説がどのような活動のなかで日本の労働者階級の心をとりえるにいたっているのかも学習してゆきたいと考えています。

マルクスの学説はどのように成長してきたのかということについては、『マルクス主義と修正主義』ですでに明らかです。ここを報告された南さんがたいへん強調されたわけですが、たたかいのなかで発展してきた、かちとられてきたということです。そこで、レーニンは次のように書いていました。

「幾何学の公理が人々の利害に抵触するとしたら、人々はきつとそれを反駁するだろう、という有名な格言がある。神学の古い偏見に抵触した博物学上の理論はまったく間違いじみた闘争をよびおこしたし、今日もなおよびおこしている。現代社会の先進的な階級の啓蒙と組織とに直接役だち、この階級の任務を示し、現代の制度が——経済的發展の結果として——不可避免的に新しい制度と交替することを証明しているマルクスの学説、この学説がその生涯の歩みの一步一步を闘いとしてこなければならなかったことは、なんの不思議もない」(一六九頁)。

まず、この過程を報告者から報告していただきたいと思えます。理論は生きた現実に具体的に適応されなくてはなりません。エンゲルやレーニンがつねに強調しておりますように、マルクスの学説は教条ではないからです。したがって、それぞれの国に独自の運動が形成されざるをえないことになります。わが国に一九二〇年代後半から『労農』派と『講座』派という二つのマルクス主義潮流が生まれたこと、そして第二次大戦後、社会党と共産党のあいだでわが国にどのようにマルクス主義を適応するかではげしい理論闘争がたたかわされてきたこと、あるいは、わが国におけるマルクスの学説の教師であり偉大な理論家であった山川均が、コミンテルンとはげしい論争(一九二七年テーゼでは山川の理論

がコミンテルンによって批判されている)のなかで、マルクス主義を創造的に発展させ、戦前の特殊な諸条件のもとで「共同戦線党」論、つまり統一戦線論(この点については本誌八号『社会党は共同戦線党であるべきでない』を参照)を展開し、マルクスの学説の飛躍の前進をかちとりましたし、第二次大戦後には、ただちに「平和革命の条件は何か」が、マルクス、エンゲルス、レーニンの著作から考察され、その具体的条件が明らかにされています。われわれはともすれば、マルクスの学説の発展を諸外国のたたかい——理論的・実践的——の例に求めがちになるのですが、わが国でも生き生きとたたかいとられている、このことが忘れられてはならないように思います。

平和革命論と『労農』派の功績

鈴木 それが、昨年の社会党攻撃の本質でしょう。だから、レーニンじゃないが、「社会主義に対する反駁で出世しつつある若い学者たち」も、高橋正雄さんのような「ありとあらゆるぼろぼろの『体系』の遺訓を後生大事にしている老いぼれたちも、一様の熱心さでマルクス主義を攻撃」(一六九頁)しているわけでしょうからね。

木村 今、鈴木さんが高橋氏の名をだされたが、この人は、『月刊ペン』で「日本は社会主義国である」などという文を書いている。

松井 高橋君はそんなことをいつているの？

木村 そうなんです。気が狂ったとしか思えない(笑)。

松井 高橋君はそういう男だ。マルクス主義を一生懸命勉強したことはないだろうからね(笑)。

樹徳 司会者が平和革命について、わが国のマルクス主義のたたかいと発展をのべられたが、平和革命を理論的にも実践的にもっとも正しく規定しているのは、社会党左派の人々ですね。

司会 そうです。マルクス、エンゲルス、レーニンの考え方をのべていますと長くなってしまいますから、第二次大戦後にかぎってふれますと、次のようにいえると思います。

わが国ではすでに周知のように、平和革命の条件を明らかにしたのは、一九四六年九月の『世界文化』にのった向坂論文「歴史的法則について」(この歴史的論文は向坂逸郎氏が山川均と相談して書かれている)です。この考え方は、わが国はじめての社会主義政党の綱領(左社綱領)に適応されます。一九五四年一月のことです。これは、世界ではじめてのことです。さらに一九六四年には、現在の社会党の綱領的文書である『日本における社会主義への道』が策定されますが、そこでは一定の弱さはもちろんながらも、権力の平和的移行の道が基本的に正しく規定されているのがその特徴です。

「日本における社会主義建設のための階級支配は、武力革命をおこなったソ連や中国と異なるが、それはプロレタリア独裁の本質における相違ではなく機能のあらわれ、形

態の相違であることを明確にした」(『道』、九三頁)と。

こうして、平和革命論はさらに練り上げられ、『社会主義協会テーゼ』に締めつけられるといえると思います。

他方、国際共産主義運動の分野で平和革命が提起されたのは、一九五六年のソ連共産党第二〇回大会でのフルシチョフ報告です。この報告は、一九五七年の社会主義諸国の共産党・労働者党会議、一九六〇年の八ヶ国の共産党・労働者党会議で確認されています。チリ共産党、フランス共産党などが、綱領や当面の行動綱領で平和革命についてふれるのは五〇年代後半から六〇年代後半にかけてのことです。そして、一九七三年九月のアジェンデ政府(一九七〇年一月から一九七三年九月までつづいた社共を中心とする統一戦線政府)の崩壊後のことです。それは今日のフランス、スペイン、イギリス、日本、そしてイタリア共産党の動きとなっていることはこれまた周知の事実でもあります。ですから、わが国が理論的にも実践的にも世界にさきがけている。これが正しい理解です。

独占資本は追いつめられている

山田 そうですね。だから、われわれは、自分たちのたたかいかにもっと自信と確信をもつ必要がある。

鈴木 そうなんですよ。これまでも論議されたが、反合理化闘争の問題だってそうですよ。資本主義的合理化の本質を一貫して正しく指摘し、たたかってきたのは、主として社会党左派の流れをくむ人たちですからね。そして現在、クビ切り、失業の激発でしょう。資本主義は変わったなど筋違いなことをいう人が、社会党や総評傘下の組合のなかにもあります。もつと事実を冷徹にみる必要がありますね。しかも、だからこそ、「協会対反協会」などいう社会党攻撃が独占資本によって仕組まれたのですよ。反合理化闘争は、社会主義者の正しい指導と相まって、労働者一人一人の自覚を高め、自発性と創意性をひきださずにはおきませんものね。だから独占資本にとってもいやなもの、こわいものは階級的思想に裏うちされた反合理化闘争、職場闘争の展開です。一九七五年から今春闘のあいだの独占の方策はそのことをしめていますし、盲でもないかぎりだれの目にもわかるくらいに強く「——ということ、彼らも追いつめられていることを見すごしてはなりません」があらわれている、これが現状でしょう。

山田 そうですよ。反合理化闘争、職場のたたかいをどう押さえるか、これが日経連・独占資本の一貫した姿勢です。労務管理もそうだし、商業紙も労働者に「シラケ」気分をどう植えつけるかから利用されている。だけど、職場の仲間は元気ですよ。もちろん、もつとつと学習と交流をふかめ、どんなクサビがぶちこわれてもこわれない強い団結力が必要ですけどね。

反独占の思想の意味するもの

司会 今、鈴木さんと山田さんが反合理化闘争をどう押さえるか、これが独占資本の基
本戦略だとおっしゃったが、五月二二日におこなわれた日経連第三〇周年の総会はまだに
そのことをいっています。

桜田氏が基調報告をおこなっているのですが、日経連の三〇年を回顧して三つのフシが
あるという。第一は、二・一・セネスト前後、第二は一九六〇年の安保・三池、第三は一九
七三〜七四年だということです。そのいずれもが、職場の労働者のたたかいによるものだ。
だから、職場をおさえること、——日経連流の言葉でいえば「職場の安定帯」論というこ
とになるのですが、——このことを強調しています。さらに特筆すべきことは、一九
三〜七四年の春闘が反独占闘争、つまり階級闘争として発展しはじめた。だから、危機感
を強くせざるをえなかったし、どうしても春闘の反独占闘争としての発展を押さえこまね
ばならなかったんだ、という主旨の発言をしていることです。

新井 反独占のスローガンには、たんに独占資本に反対するというだけでなく、独占資
本を打ち倒すという階級としての意志が包含されていますからね。

樹徳 そうです。

鈴木 結局、こういうことですね。階級闘争は古くなったという人は多いが、彼らの願
望にもかかわらず、階級闘争はますますはげしくふかく展開されている。だから、反マル
クス・レーニン主義の大合唱もおこなわれざるをえない、と。

松井 そうです。政治的にかまえているのは支配階級の方です。ひじょうに政治的だな
ところが、労働者階級の指導部は「政治闘争」を強調しながらも、本当に労働者階級が政
治的に発展することをおさえている。こういえると思う。だけど悲感する必要はまったく
ない。資本主義が（労働者を）たたかわざるをえなくするんですからね。案観していとい
いよ。レーニンもいっているだろう。

山口 「マルクス主義が成長して、その思想が労働者階級のうちに広がり、地歩を固め
てゆくにつれて、否応なしに、こうしたマルクス主義に対するブルジョア的突撃がますま
す頻繁にまた激烈になってゆく。しかし、マルクス主義は、官許の科学によって『絶滅』
されるたびごとに、ますますもつと強固な、もつときたえられた、もつと生き生きしたも
のになってゆく」（一六九—一七〇頁）という指摘……

松井 そうです。だが、そのためにはちっとばかり勉強することが必要だ（笑）。

司会 では山口さん報告をおねがいします。

(つづく)

〈資料 全通京都党員協議会〉

スト回避に関する私たちの見解(二)

三、 団交再開闘争・労変闘争との対比

- (1) ここで考えなければならないことは、一体、組織を強大拡大するためには、新路線案や今回のスト回避というような、闘い抜き組織温存主義で可能なかどうか、ということである。そして、どういう時期に全通は組織力を発展させ、どういう時期に、逆に、それを低下させてきたのか、を歴史をふり返って検討してみなければならぬ。
- (2) 今回の事件との対比ですぐ思いだされるのは、全通が、「権利の全通」と呼称された団交再開闘争である。

五八年三月二〇日、当時の全通は、全国の中郵・統括局を二時間の時間内喰い込み職場大会に参加させた。ストライキということばがまだ使えなかった時代である。このあと、四月段階に中央本部役員ら七名の解雇、停職二九七名を含む二万三千名の被処分者をだし、東京、名古屋、大阪中郵では、郵便法七九条違反・公妨・建造物不法侵入等の容疑で、五〇六月段階において、三十数ヶ所の家宅・事務所捜索、六七名の逮捕、数百名のききこみ、任意出頭等の刑事弾圧をうけたのである。スト前やスト当日には、集結場所や職場大会会場には、私服の刑事が配置され、尾行がつく等の異常な状態があったし、被逮捕者のうち二九名については、裁判所でいづれも却下されたが、検察権力は勾留請求、準抗告の申立を行ない、最高裁に特別抗告の申立を行なう位に異常な執念を全通弾圧にかけていたのである。

要するに、当時の全通も、政府・官憲から、集中的狙い打ち的な弾圧の対象にされてきたのである。

- (3) しかし、全通は屈服しなかった。

第一〇回新潟大会において、「職員でない組合員・役員になれない」という当時の公労法四条三項に違反するのを承知のうえで、しかも、国労・機労の敗北の経験のあとをうけて、解雇された中央三役を再選し、予想された政府当局の「非合法組合とは団交の必要なし」の攻撃をうけながら「三六拒否は団交再開の道」をあいことばに、総評の支援、国際的にはILOの舞台を活用しつつ、一年八ヶ月の困難な闘いの道を選択したのである。

闘いの中途では、例えば、五八年秋の木更津中委で、全通は「死に体」になったと自己批判しつつ、三六拒否の戦術を転換して三六締結を行なったり、決戦期の五九年一二月闘争では、三六拒否の中央指令に違反する「三六秘密コンクール」にかなりの普通局所が参加するという態様もでてきた。

それだけではない。郵集労働者を中心として、パー超勤支給の楽しみを組合が三六拒否を指令することによって断ち切る結果となることに対する不満は、最後まで消えることはなかった。「権利ではメンはくえない」、「明日の一〇〇円より今日の一〇円」等

の、おくれた層からの根強い機関指導批判がで、全国的に闘争からの脱落、組織からの脱退等の事態が発生したのである。

(4) しかし、こういう弱さにゆさぶられながらも、当時の全通は、本部の下部オルグ、先進地区からのオルグ等を中心にした指導の強化、組織内の先進部分を核にした全体的レベルアップ、並びに職場闘争の保障と展開等のすぐれた方針と実践によって、組織内の動揺を切り抜け、三六拒否に上積みする五九年一月二一日からの三割三分休闘争を構えたのである。こうして、ILO条約批准と公労法改正問題を早急に解決することを前向きし、「とりあえず非解雇役員から臨時組合代表者を選び、団交を再開すること」、という藤井あっせん案をださせることに成功、「権利の全通」の名を高め得たのである。ILO八七号条約批准と公労法四三条三項削除が六五年五月に行なわれたことは周知のとおりである。

また、官憲にデッチあげられた郵便法七九条違反問題をめぐる裁判闘争は、この間、公企体・公務員労働者に刑事罰を科することができるかどうかを中心に争われてきたが、六六年一〇月二六日にだされた東京中郵事件に関する最高裁判決は、八対四で「公務員にも憲法二八条規定の労働基本権は保障されている、正当な争議行為には労組法一条二項が適用され、刑事制裁の対象とはならない」と判示し、組合側勝訴に終わった。

右にみたように、文字どおり、たたかいの中で、権利を確立し、組織の強化をたたかいてってきたのである。

(5) また、六一年以降の新しい管理者方式による抑圧型労務管理は、直接的二組づくりに発展する必然をもっていた。しかし、私たちは、スト態勢づくりをはじめとした闘いの過程でその都度脱落し二組結成あるいは拡大という事態に遭遇しながらも、だからといって、ストをやめはしなかった。戦術的效果を云々したり、組織温存主義に走るのではなく、「必要に応じてスト行動を展開する統一闘争を大切にする」という視点で闘いを持続し、労務政策変更闘争と結びつけて、国鉄マル生反対闘争につながる橋渡しの役割を果たしてきた。ここでも、一時期、宝樹体制の下で職場闘争軽視、検証・政策・自律路線が提起されたことがあるが、全通労働者はその枠をのりこえ、職場の大衆的な闘いを背景にして、国鉄労働者の反マル生のたたかいには及ばなかったにせよ、労変闘争の教訓をふまえ、反合理化長期抵抗大衆路線を導きだしてきたのである。国労働労の反マル生闘争や全通の労変闘争が、七〇年代前半の日本労働運動の高揚を促した土台をなしていたことは間違いない。私たちは、そのことにひそかな自負心をもつものである。

これをみてもわかるように、運動の発展期には、職場組合員のたたかいが根底にあり、指導も、そこに依拠し、それを保障する構えがある時期に照応している、ということである。

(6) ひるがって、組織状況をみたとき、運動の高揚をつくりだしてきたこのような要素は、そのまま、現在にうけつがれている、といえるであろうか。到底、そういうことはできない。

労変闘争のもりあがりと、長期抵抗大衆路線にもとづくたたかいの展開におそれなした政府郵政当局は、直接的二組づくりから、教育訓練に名を借りた良識職員づくりと

正常化攻撃に重心を移し、若干の譲歩をテコに、全通の基本路線の修正をしつこくせまってきた。その限りで、一見組合機関役員をおだてあげ、ごく一部ではあるが、人事案件に属する例えは処分や主任等の昇任についても意思疎通をはかり、ある場合には処分の軽減や属人的な昇任について組合の意見を聴取するという形で当局の姿勢の変更を印象づけ、組合の存在を認めたらうで、それをパートナーと位置づけ、体制下に統合していくという方針をとってきた。

このもとで、全通は、またいつかきた道たどりはじめるにわたるのである。新路線化は、かって六〇年代末期に、当時の全通中央がおしつけてきた路線のやき直しである。共通しているのは、右とか左とかのイデオロギー闘争は無意味だ、ということと、職場闘争をできるだけおさえ、これからは、「スマートに頭脳戦でいく、そのためには団交重視で、業対・交渉能力を身につけて、職場闘争を」ということである。

こうして、組織力量が低下しているからこれ以外に道はない、というのだが、力量低下の真因は、労資正常化攻撃の下で大衆闘争がおさえこまれているところにあり、したがって、職場のたたかいを一段と強化する方向で指導を強めようとはしない指導姿勢にある、とは決して考えないのである。

四、幹部請負主義の破綻

(1) 今回の事件を通じて改めて明らかになったことは、幹部請負主義が完全に破綻をきたしたことである。

五・四反動判決がだされた以上、刑事弾圧を回避することはできないであろう。このことは、闘う前からわかり切っていたことであつた。しかし、中央委では石井委員長のあいさつをはじめ、弾圧は必至だが、それと真向うから対決し、反動判決粉碎の橋頭堡を築きあげていこう、という本部方針で意思統一したのである。この方針と、スト回避の最大の理由にあげられた「組合員まで刑事弾圧の対象になれば組織はもたない」という判断とのギャップは、どう理解すべきなのか。スト指導に際しておろされてきた全通中央指導をみる限り、スト実施に関し身柄を拘束されるのは、専従役員どまり、と考えていたことは事実のようである。それが、支部分会役員や組合員までパクられるかもしれないという情報を入力してビビったというわけである。

(2) しかし、一体、七八春闘の出発時点において、どんな根拠をもって、組合員はパクられない、と中央は判断したのであるか。実際にパクられるかどうかは、やってみないとわからないのであるが、権力側は、やろうと思えばどんなことでもやるものである。政治的弾圧というのはもともとそういうものである。我方が専従役員以外はパクられないだろうという前提で、刑事弾圧対策をやったこと自体が、そもそも問題である。官憲の側が全通の弱点を知れば、本気で組合員までパクる気持がなくなっても、パクるからそのつもりで、という情報は流すものではなからうか。その謀略にマンマとひっかかったとは思いたくないが、要は、根拠もなく、組合員は大丈夫だというのは、克服しなければならぬとされてきた幹部請負主義そのものではないか。スト権ストのときに、絶対にスト権はとれる、と組合員を何の根拠もなしにおおっていたのと同じ

たりよったりのことである。

(3) 刑事弾圧はさげられないが、それをのりこえる我々の決意と構えを確立し、公労協統一闘争の一翼を担い切るう、という真正面からのオルグで、組合員の決起を促す指導こそ、当初から必要であったのである。逮捕されれば完全黙秘で対抗する、任意出頭には応じない、そして全体的に弾圧の政治的な狙いを把握し、内部の結束を固め、反弾圧の態勢をつくりあげる、これが唯一、正しい方針である。バックられる組合員が可愛想だ、という気持が幹部請負主義につながりバックられるのはご免だ、という組合員のおくれた意識が幹部依存主義に発展するのである。今回の事件はこの程度の次元の問題である。しかし、こうした考えで、本当の大衆闘争が展開できる筈はないし、組合機関を真に組合員のものとし、組織の主人公は一人ひとりの組合員である、そうであるが故に、その組合員一人ひとりの意識と行動が組合活動の水準を規定するのだ、という考えがひろがる筈もない。組合員や各級組合役員が真に鍛えられるのは、こうした困難な事態をさけるのではなく、一歩前へ踏みこみ、困難な闘いの経験を通ずることによってである。

(4) 情勢が敵しいということが、再三強調されてきた。だとすれば、より組合員大衆に依拠し、一人ひとりのたたかう意欲をひきだし、それこそ、本部が作成したりボンの標語のとおり、「生きる権利だ、雇用とスト権」という立場を確認し、いかなる弾圧にも負けない闘争態勢を築くとともに、それを共闘の場に押し拡げ、公労協・春闘共闘の仲間のたたかひの環に包まれながら、反独占の闘いを強化する以外に道はない筈である。ところが、口では大衆闘争といいながら、あるいは、威勢のよいことをいいながら、実際面では組合員のたたかう意欲と力を信用せず、職場レベルから反弾圧のたたかひをくみあげていくことを怠ったことが、敵権力のドウカツに屈服する結果となってあらわれた、という他はない。

五、 私たちの態度

(1) 六八臨中委議案では、またぞろ企一、二号路線はかえない、といった類の左翼的言辭が適当にばらまかれてくるであろう。しかし、もはやこの段階では、文章すらだけでは信用できない。地本地区三役会議にはじまる本部の新路線案提起といい、真面目な下部の全通労働者を馬鹿にするにも限度がある。こんなことが次々と機関で追認されていけば、中央は何をしてもよい、ということになりかねない。

したがって、「決戦スト回避に至る七八春闘に関する全通中央の執行経過を認めることはできない」という立場を各機関で確認し、臨中委に提起すべきであると考え。過去のことをとやかくいっても仕方がない、それよりもこれからどうするかが問題だ、というようなすりかえは絶対にするべきではない、と考える。

(2) 階級闘争路線を堅持し、公労協・総評労働運動の一翼を担うため、全通運動の新たな展望を切り拓く決意と構えをつくりあげる。この路線は、当然のこととして、社会党から科学的社会主義を抜き去ろうとする攻撃に対する反撃を自己の任務と規定する。そのため、生命と権利を確立する反合理化闘争をくみあげ、それを生きる権利としてのスト権奪還と結合させて、いかなる弾圧と攻撃にも耐え抜ける組織をつくるために努力する。

(3) 私たちの内部にある幹部中心主義、幹部請負主義を克服する。そして、主体的力量の不充分さを克服する。

以上

■増刊号好評発売中■ 定価四〇〇円

社会党『中期経済政策（第一次試案）』批判

—マルクス・レーニン主義の理解を深める絶好の論争の書—

『社会通信』では、社会党から「中期経済政策（第一次試案）」が提案されてから、その内容の本質をくり返し問題提起してきました。多くの読者から一冊のパンフにまとめたとの要望が寄せられていたところです。そこで、社会通信第一二・一三号の諸論文そして、「出所不明」の反批判への批判とあらたに「社会主義政党にとって政策とは何か」の論文を追加し、増刊号として発行することにしました。『中期経済政策（第一次試案）批判』の決定版ともいえるものです。マルクス・レーニン主義の理解を深める絶好の書です。ぜひ、学習活動にご利用下さい。

△内容▽

- 第一部 社会党「中期経済政策」（第一次案）批判
- 第一章 『中期経済政策』作成の経過とその問題点
- 第二章 分権化Ⅱ自主管理社会主義批判
- 第三章 階級的視点のない情勢分析
- 第四章 革命を忘れた『中期経済政策』
- 第五章 『中期経済政策』と民社党綱領
- 第六章 社会主義政党にとって政策とは何か。
- 第二部 「社会党『中期経済政策』（第一次試案）批判」の批判に答へ

△お申し込み方法▽

ご希望の方は、代金をそえて当社までお申し込み下さい。お申し込みがありしだい送本いたします。ご面倒でもご連絡をお願いします。なお、お申し込みの際には、増刊号と明示してください。送金の方法は、

- (1) 郵便振替 東京〇一八五四三一
- (2) 労金 東京労金本店㉔五〇二三四
- (3) 現金書留 でお願ひします。

※ 労金の口座番号が変更になりました。
東京労金本店㉔五〇二三四です。